

## 刑事施設について



法務省矯正局  
成人矯正課

## 刑事施設とは？

- Q: 刑事施設とは何ですか？  
刑務所, 少年刑務所及び拘置所のことです。
- Q: 刑務所と少年刑務所は何をすることでですか？  
主として, 受刑者を収容し処遇を行う施設です。
- Q: 拘置所は何をすることでですか？  
主として, 刑事裁判が確定していない未決拘禁者(刑事被告人等)を収容する施設です。
- Q: 刑事施設はどこの役所に所属するの？  
法務省矯正局です。

## 刑事施設とは？

- Q: 受刑者って何？  
懲役受刑者, 禁錮受刑者及び拘留受刑者のことです。
- 懲役刑: 刑務作業が科せられる刑(1月以上)  
禁錮刑: 刑務作業が科せられない刑(1月以上)  
拘留形: 刑務作業が科せられない刑(30日未満)
- Q: 刑事施設には, 受刑者以外にも収容されているの？  
刑事被告人, 労役場留置者など他の刑事手続による被収容者もいます。

## 刑事施設とは？

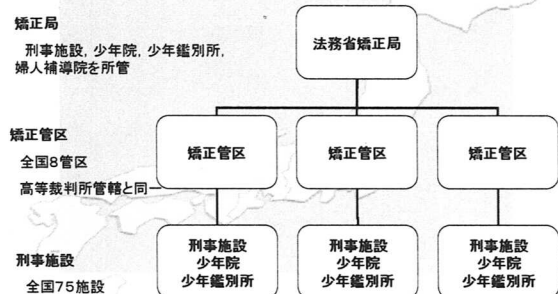
- Q: どのような犯罪で収容されているの？  
平成17年の新受刑者では, 多い方から次のとおり  
窃盗(29.9%), 覚せい剤取締法(21.2%)  
詐欺(7.1%), 道路交通法(6.2%), 強盗(4.7%)
- Q: 現在の収容状況は？  
平成17年12月31日において,  
被収容者全員では, 79,055名  
受刑者だけに限れば, 67,423名となっています。
- 現在, 刑事施設の収容数は急増する傾向にあり,  
収容率100%を超えている施設が多数あります。

## 刑事施設とは？

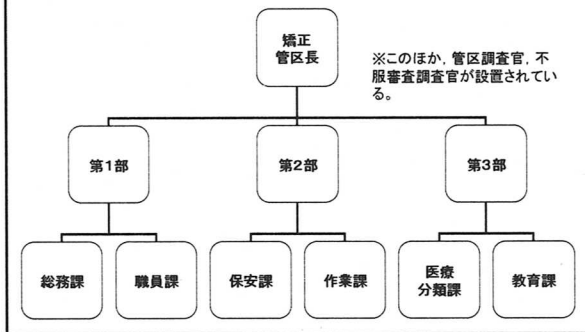
- Q: 釈放にはどのようなものがあるの？  
釈放事由は, 主として仮釈放と満期釈放のふたつです。
- ・仮釈放  
刑期の満了前に一定の条件の下で仮に釈放すること。
  - ・満期釈放  
刑期の満了に伴って釈放すること。
- Q: 満期釈放, 仮釈放となる人数は？  
平成17年における数値は,  

釈放者総数	30,037名
満期釈放	13,605名
仮釈放	16,420名
その他	12名(国際受刑者移送対象者)

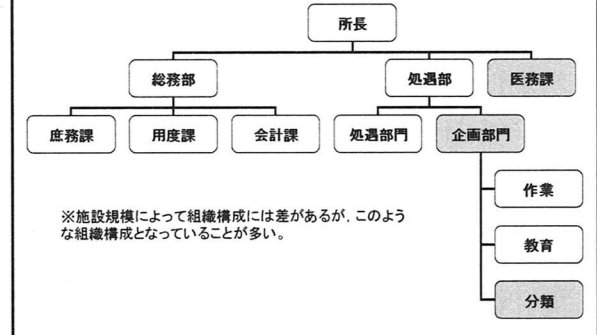
## 矯正の組織



## 矯正管区の組織



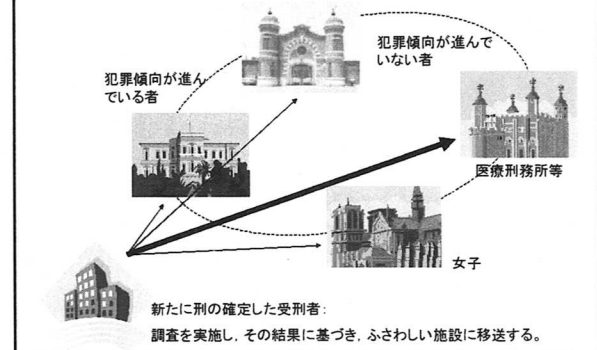
## 刑事施設の組織(例)



## 福祉の観点からみた現状

- 1 刑事施設において保護を要する受刑者の増加
  - ・高齢者
  - ・障害者(精神・知的・身体)
  - ・疾患患者
  - ・保護環境の劣悪な者
- 2 釈放時保護の重要性
  - ・福祉の充実
  - ・再犯の防止
- 3 刑事施設から釈放される者に対する福祉の難しさ
  - ・差別・偏見を受け易い。
  - ・社会との接点を失っていることが多い。

## 分類収容・処遇体制(例)



## 福祉士の配置

### ■ 精神保健福祉士

精神障害・知的障害を持つ者を処遇する施設  
札幌刑, 宮城刑, 府中刑, 八王子医療刑, 名古屋刑, 岡崎医療刑, 大阪医療刑, 北九州医療刑

### ■ 社会福祉士

身体疾患・身体障害を持つ者を処遇する施設  
札幌刑, 宮城刑, 府中刑, 八王子医療刑, 名古屋刑, 大阪医療刑, 広島刑, 福岡刑

※下線付きの施設にはすでに配置済み

## 福祉士の業務(案)

- 要保護者の資質・環境に関する調査の実施及びその記録作成
- 要保護者に対する福祉上の講話, 相談, 助言及び指導の実施
- 要保護者の釈放後の受入先となる医療機関・福祉施設等の開拓, 協力支援依頼, 受入等に向けた連絡調整業務
- 要保護者の釈放後の福祉に向けた関係機関(福祉事務所, 市町村福祉窓口, 更生保護官署関係機関等)との連絡調整業務
- 刑事施設職員に対する, 専門家としての立場からの, 職務上のコンサルテーション
- その他, 要保護者に係る釈放(仮釈放を含む。)事務のうち, 福祉上の専門性を要する業務

## 福祉士の配置に当たって

- 身分

国家公務員(非常勤)。国家公務員(非常勤)としての権利・義務を持つ(守秘義務その他)。

- 導入時, 所定の研修を予定

矯正実務全般, 実施業務の概要, 警備・保安上の措置, その他について, 配置施設での研修を受ける。